平成２６年（フ）第１０２８号
千葉市中央区都町993番地21
債務者　野崎　妙子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４２号
千葉県浦安市北栄３丁目15番５号　北境ハイツ２
債務者　渡邉　邦忠
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１７５号
千葉県銚子市高田町２丁目748番地の３
債務者　宮内　　久
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第４７１号
川崎市宮前区初山１丁目12番41―２号
債務者　黒河内成和
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４７２号
川崎市宮前区初山１丁目12番41―２号
債務者　黒河内陽子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５０５号
川崎市中原区木月４丁目27番14号　岩崎荘２Ｆ５
債務者　中村　　繁
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５１２号
川崎市宮前区野川1011番地１　梶が谷ガーデンハウス105
債務者　椎名　陽子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５１７号
川崎市高津区子母口485番地　ハートランド川崎205号室、前住所川崎市川崎区川中島１丁目８番15号　きくや荘102
債務者　海老原冨二子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５２４号
川崎市高津区坂戸３丁目８番18―306号　パストラル高千穂
債務者　小住　利洋
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６３号
静岡県沼津市大塚369番地の１、前住所静岡県沼津市原983番地の１　フォーブル東添202
債務者　一杉　　治
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
岡山県倉敷市中島197番地７　パナランド中島205
債務者　西岡　　宏
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
岡山県倉敷市真備町川辺946番地２
債務者　樅野　雅信
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３６４号
高知県土佐市用石53番地　ハイツエスポアール102
債務者　亀井　早苗
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８９号
高知市福井扇町３番14号　川村マンション202号
債務者　田中かほり
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４０２号
高知県香美市土佐山田町旭町３丁目１番32号
債務者　松原　　彩
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１号
高知市桟橋通１丁目４番３号　第３つくもコーポ603号
債務者　浦上カツミ
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８４６号
札幌市厚別区大谷地東５丁目７番10号　医療法人重仁会大谷地病院、住民票上の住所札幌市白石区南郷通20丁目南６番20号　インターパーク４階17号
債務者　内田惠美子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部